

☆公害による健康被害を許すな!

☆自然環境・生活環境の破壊を許すな!

モズ
画:橋本正弘



大阪から公害をなくす会 ニュース

大阪から公害をなくす会

大阪市此花区西九条1丁目4-9

高田ビル 〒554-0012

TEL 06-6463-8003

FAX 06-6463-8202

oskougai@coast.ocn.ne.jp

発行責任者 芹沢 芳郎

年間購読料一部2,000円(送料共)

郵便振替 00910-7-300387

温暖化防止対策は市民啓発だけでいいですか?

大阪府域市町村「温暖化防止対策」アンケート結果を読んで

大阪から公害をなくす会では2008年8月、府内43市町村に対し温暖化対策の実態を聞くアンケート調査を実施しました。この要請に43自治体のうち41市町村から回答を得ることができました。関係担当者のみならずご協力ありがとうございました。

アンケート実施の動機は、待ったなしの温暖化防止対策に果たして足元の自治体でどんな対策がとられているのか、地域住民として知る必要があるからです。特に、今年の6月「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、都道府県・政令指定都市・中核市・特例市には、「その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制を行う計画を策定すること」が義務化されました。大阪府内では、大阪府と政令市である大阪市・堺市・中核市の高槻市・東大阪市・特例市の岸和田市・豊中市・吹田市・枚方市・茨木市・八尾市・寝屋川市の12府市がその対象になります。

削減のための具体的な方法と

して改正法第二十條の三は、①太陽光や風力など化石燃料以外の自然エネルギーの利用促進、②事業者や住民の温室効果ガス排出削減活動の促進、③公共交通の利用、都市における緑地保全と緑化推進、④廃棄物の発生を減らし循環型社会を形成すること、など例示していますが、温暖化防止に本気で取り組むならば、まず現状がどうなっているのか調査し、それに基づく削減計画をつくることと、何よりもしっかりとした計画、実行体制と予算確保が必要です。今回のアンケートでは、「担当部署の有無」「担当人数」「年間予算額」「エリア内から排出されるCO₂の量」「実際に行われている活動や条例等制度の有無」などを聞いています。

担当部署の有無では、大阪市だけが「地球環境保全課」と地球規模を示唆する名称の部署を置いているのははじめ、熊取町を除くすべてで「環境保全課」や「環境政策課」が置かれています。職員数は恐らく兼務でしようが人数を記入してきた自治体平均で5〜6人でした。問題は温暖化防止対策予算です。大都市大阪府にして一般会計予算1兆5千9百億円の0.01%の1億7千万円にすぎません。予算ゼロという回答が12市町村もありました。また、予算措置されていても一般会計予算の0.1%以下程度です。豊能町では1万6千円といいますが、いったい何に使うのでしょうか。全体にお粗末な限りです。

さらに、CO₂の発生量を聞いたところ、74%に当たる32市町村で把握されていません。現状が把握されていないのです。中でも削減計画の立案が義務付けられている中核市の東大阪市、特例市の岸和田市・茨木市・八尾市・寝屋川市で把握されていないのは問題です。

この点では、環境自治体会議が2003年に環境省から依頼を受けて全国調査された結果をホームページで公開されています。当該の自治体では参考にしていただきたいと思えます。

さて、実際に行っている活動を見るとほんとうにがっかりします。「打ち水」「ゴーヤカーテン」「環境家計簿」「環境フェア」「市民向け講座」など、圧倒的に市民向け啓発事業に偏っています。自動販売機や24時間コンビニも含むエリア内事業所からの排出に関してはほとんど関心が示されていません。

温暖化防止対策の重点は、「脱化石・自然エネルギーへの転換」と「脱自動車・公共交通活用への転換」です。しかし、大量排出源である「電力」で言うならば、発電事業者の脱化石努力よりも、むしろ「消費者・国民の省エネ努力」に焦点があたっています。この背景には、日本独自の温室効果ガス排出量の計算方法「間接排出勘定」があります。つまり「CO₂は電気を使った方に責任がある」と言うものです。これによって電力会社の「総量を減らす」という責任が、発電原単位の削減という二次的なものに押しやられています。

今回のアンケートで鮮明になった各自治体の温暖化防止活動が市民啓発に偏っているのもこういう背景のなせる技です。

今年も12月10日からポータルで「温暖化防止枠組み条約締

(次ページ最下段につづく)